

# 社会福祉法人のぞみの家福祉会 定款

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第一種社会福祉事業

(イ) 障害者支援施設の経営

#### (2) 第二種社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業の経営

(ロ) 一般相談支援事業の経営

(ハ) 特定相談支援事業の経営

(ニ) 障害児相談支援事業の経営

(ホ) 移動支援事業の経営

(ヘ) 障害児通所支援事業の経営

(ト) 保育所の経営

(チ) 一時預かり事業の経営

(リ) 幼保連携型認定こども園の経営

### (名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人のぞみの家福祉会という。

### (経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、（地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者 等）を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

### (事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を新潟県新発田市島潟1454番地に置く。

## 第二章 評議員

### (評議員の定数)

第五条 この法人に評議員 7 名以上 10 名以内を置く。

### (評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名が出席し、かつ、賛成することを要する。

### (評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

### (評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して各年度の総額が 20 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

## 第三章 評議員会

### (構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

### (権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額

- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第十二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）

第十三条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

（決議）

第十四条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第十六条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第十五条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名が前項の議事録に記

名押印する。

#### 第四章 役員及び職員

##### (役員の数)

第一六条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上9名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を副理事長、1名を常務理事とすることができる。

4 前項の副理事長、常務理事及び他理事のうち2名を社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とすることができる。

##### (役員を選任)

第一七条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長、常務理事、業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

##### (理事の職務及び権限)

第一八条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長、常務理事及び業務執行理事は、理事長を補佐する。

3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

##### (監事の職務及び権限)

第一九条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

##### (役員任期)

第二〇条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第一六条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

##### (役員解任)

第二一条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第二二条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第二三条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第五章 理事会

(構成)

第二四条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二五条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長、常務理事、業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第二六条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、順次、副理事長、常務理事、業務執行理事が理事会を招集する。

(議長)

第二七条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠席した場合は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

(決議)

第二八条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席

し、その過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第二九条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第六章 資産及び会計

（資産の区分）

第三〇条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

（1）土地 別表1のとおり

（2）建物 別表2のとおり

- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第三一条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、新発田市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、新発田市長の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第三二条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第三三条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該会計年度が終了するまで

の間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三四条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間(、また、従たる事務所に3年間)備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所(及び従たる事務所に)に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三五条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三六条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三七条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

## 第七章 公益を目的とする事業

(種別)

第三八条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 障害者就業・生活支援センター事業

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

## 第八章 解散

(解散)

第三九条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第四〇条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第九章 定款の変更

(定款の変更)

第四一条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、新発田市長の認可(社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を新発田市長に届け出なければならない。

## 第一〇章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四二条 この法人の公告は、社会福祉法人のぞみの家福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四三条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

## 附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。



理事長	豊田	一英
理事	五十嵐	徳造
”	五十嵐	孝
”	高橋	博
”	藤倉	庄平
”	三田	徳雄
”	六井	金夫
”	渡辺	信興
”	高山	寅四郎
監事	加藤	栄一
”	相沢	玉枝

昭和59年7月17日改正	平成2年8月2日改正	平成5年2月8日改正
平成6年3月31日改正	平成10年3月31日改正	平成11年4月9日改正
平成12年3月27日改正	平成14年2月19日改正	平成15年3月31日改正
平成15年9月30日改正	平成15年10月1日改正	平成16年3月15日改正
平成17年3月2日改正	平成17年3月31日改正	平成17年6月1日改正
平成18年3月6日改正	平成18年3月31日改正	平成18年10月13日改正
平成19年10月1日改正	平成20年3月31日改正	平成21年6月4日改正
平成23年3月31日改正	平成23年11月1日改正	平成24年3月30日改正
平成25年3月27日改正	平成26年3月31日改正	平成27年3月27日改正
平成28年3月25日改正	平成28年5月31日改正	平成29年4月1日改正
令和元年6月21日改正	令和2年6月24日改正	令和3年6月23日改正
令和4年3月23日改正	令和4年6月22日改正	

## 別表①

## (1)土地

2022.8.18

用途 (施設名)		所在	地番	地目	地積㎡
ジョブプレイスのぞみふあーむ	1	新発田市五十公野字五十公野山	4685番42	宅地	1,077.96
	2	同所	4685番44	宅地	538.23
	3	新発田市五十公野字石井	4684番1	宅地	725.00
	4	新発田市五十公野字五十公野山	4685番39	宅地	595.29
	5	同所	4685番51	宅地	0.37
	6	新発田市五十公野字石井	4684番2	宅地	221.12
	7	同所	4683番3	宅地	79.72
	8	同所	4683番4	宅地 合計	75.29 3,312.98
ショートスマイル	9	新発田市御幸町三丁目	Z4093番6	宅地	429.46
スマイル2	10	新発田市西園町二丁目	1091番4	宅地	11.18
	11	同所	1092番11	宅地 合計	314.00 325.18
スマイル4	12	新発田市御幸町三丁目	Z4093番7	宅地	132.61
叶音C	13	新発田市御幸町二丁目	Z1428番2	宅地	285.89
	14	同所	Z1428番9	宅地	3.24
	15	同所	Z1428番10	宅地	214.35
	16	同所	Z1429番11	宅地	201.60
	17	同所	Z1429番19	宅地 合計	1.44 706.52
さんさん館i	18	新発田市島潟字弁天	813番1	宅地	917.37
	19	同所	813番4	宅地	165.37
	20	同所	813番5	宅地	165.57
	21	同所	1454番	宅地	946.58
	22	同所	1526番	宅地	971.00
	23	同所	1527番	宅地	852.00
	24	同所	1528番	宅地 合計	604.00 4,621.89
あおの風	25	新発田市御幸町二丁目	Z1424番1	宅地	274.32

	26	同所	Z1424番2	宅地	358.55
	27	同所	Z1424番3	宅地	186.68
	28	同所	Z1424番5	宅地	0.42
	29	同所	Z1424番6	宅地 合計	172.01 991.98
あおの空	30	新発田市大手町五丁目	67番1	宅地	347.96
	31	同所	67番11	宅地	133.71
	32	同所	67番22	宅地	223.96
	33	同所	67番34	宅地	123.63
	34	同所	67番35	宅地 合計	149.81 979.07

## 別 表②

## (2) 建 物

2022.8.18

用途 (施設名)	所 在	家屋番号	種 類	構 造	床面積 m <sup>2</sup>
ジョブプレイス のぞみふぁーむ	1 新発田市五十公野字石井4684番地1、4683番地3、 4683番地4、4684番地2 新発田市五十公野字五十公野山4685番地42、4685番地44	4684番1	授産所	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 平家建	623.64
		附属建物 符号2	作業所	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 平家建	73.05
		附属建物 符号3	倉庫	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 平家建	31.07
	2 新発田市五十公野字五十公野山4685番地44 新発田市五十公野字石井4684番地1	4685番44	寄宿舎	鉄筋コンクリート造 コンクリート屋根 2階建	1階 233.28 2階 116.64
緑風園	3 新発田市五十公野字石井4681番地1、4677番地1、 4679番地1、4680番地、4682番地1、4682番地1先 新発田市五十公野字五十公野山4685番地5、4685番地35	4681番1	寄宿舎	鉄筋コンクリート造 合金メッキ鋼板葺ぶき 2階建	1階 2331.17 2階 137.15
		附属建物 符号1	体育館・ 作業所	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 平家建	559.44
		附属建物 符号2	車庫	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき 平家建	36.00
ジョブプレイス きぼうてらす	4 新発田市三日市字雀塚728番地、729番地	728番	授産所	鉄骨・木造亜鉛メッキ鋼板葺 平家建	509.24
ショートスマイル	5 新発田市御幸町三丁目乙4093番地6	乙4093番6	養護所	木造瓦葺 2階建	1階 108.20 2階 42.23
スマイル2	6 新発田市西園町二丁目1092番地11	1092番11	居宅	木造セメントかわらぶき 2階建	1階 107.22 2階 34.78
スマイル4	7 新発田市御幸町三丁目乙4093番地6、乙4093番地7	乙4093番 6の2	養護所	木造合金メッキ鋼板ぶき 2階建	1階 99.37 2階 99.37
カブ 叶音A・B	8 新発田市島潟字弁天1525番地1	1525番1	グループホーム	木造合金メッキ鋼板ぶき 平家建	359.23
カブ 叶音C	9 新発田市御幸町二丁目乙1428番地2、乙1428番地10、 乙1429番地11	乙1428番2	寄宿舎	木造合金メッキ鋼板ぶき 2階建	1階 241.51 2階 68.36
さんさん館i	10 新発田市島潟字弁天813番地1、1526番地、1527番地、 1528番地、1454番地、813番地4	813番1	障害者 福祉施設	木造合金メッキ鋼板ぶき 2階建	1階1095.18 2階 289.71
ジョブプレイス 夢ある小路	11 新発田市大手町一丁目547番地	547番	車庫・倉庫	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2階建	1階 510.00 2階 303.90
		附属建物 符号1	機械室	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき 平家建	43.86
あおの風	12 新発田市御幸町二丁目乙1424番地2、乙1424番地1 乙1424番地3、乙1424番地6	乙1424番2	障害者 福祉施設	木造合金メッキ鋼板ぶき 平家建	371.70
ジョブプレイス すくらむ	13 新発田市御幸町二丁目乙1432番地、乙1431番地2 乙1433番地	乙1432番	作業所	鉄筋コンクリート造陸屋根 平家建	756.69
西園すこやか園 (西園保育園) (ひまわり学園)	14 新発田市住吉町一丁目1326番地	1326番2	保育園	鉄骨造木造かわらぶき 2階建	1階 1328.72 2階 432.75
		附属建物 符号1	車庫	木造合金メッキ鋼板ぶき 平家建	26.49
あおの空	15 新発田市大手町五丁目67番地1、67番地22、 67番地23、67番地34	67番1	障害者 福祉施設	鉄筋コンクリート造陸屋根 2階建	1階 518.45 2階 417.86